

補助内容を拡充しました

令和4年度

大田区商店街戦略的PR事業費補助金

ご案内

申請受付期限

第1回より以前に事業の実施を希望する場合は、産業振興課までご相談ください。

	【広報戦略事業】 セルフチェックシート 提出期限	交付決定日 (事業開始可能日)	事業実施 可能期間
	【WEB媒体制作事業・其他媒体制作事業】 交付申請書 提出期限		
第1回	令和4年5月10日(火)	令和4年6月1日	交付決定日 から 令和5年 2月28日 まで
第2回	令和4年7月8日(金)	令和4年8月1日	
第3回	令和4年9月9日(金)	令和4年10月3日	
第4回	令和4年11月10日(木)	令和4年12月1日	
第5回	令和4年12月9日(金)	令和5年1月4日	
第6回	令和5年1月13日(金)	随時	

(広報戦略事業のみ)
セルフチェック
シート

交付申請

交付決定

事業開始

事業完了

実績報告

交付確定

補助金支払

※補助の対象となるのは、交付決定日以降に発注、購入した経費です。交付決定日より前の経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

制度の内容

- ◆申請単位 商店会・・・団体届出が受理された区内商店会（共催可）
グループ・・・5店舗以上の区内店舗で構成されたグループ
- ◆実施期間 交付決定日から令和5年2月28日まで
- ◆申請可能数 1商店会あたり1か年度に2事業まで（広報戦略2事業は不可※1）
- ◆補助対象事業 下表のとおりです。判断に迷う場合はご相談ください。

	補助対象事業	補助率	補助対象 経費 限度額	補助 限度額	主な補助内容
新設	広報戦略事業 ※1	4/5	40万円	32万円 ※2	副業者等の専門性の高い外部人材 を活用し、広報戦略を立案し、 媒体制作を一体的に実施する際に かかる経費 ※3
新設	WEB媒体制作 事業				WEB媒体の制作や掲出に 要する経費 ※4
継続	その他媒体制作 事業		20万円	16万円 ※2	紙媒体やフラッグ等制作に 要する経費

※1 申請可能数2事業に対して広報戦略事業は1事業までです。

※2 共催の場合も補助上限額は32万円・16万円です。

※3 制作する媒体は問いませんが、立案した実施計画や制作内容に沿って制作してください。

※4 主な制作物がWEB媒体であれば、事業内で紙等の他媒体を制作することは可能です。

※5 商店会申請及びグループ申請へ参加する1店舗あたりの参加可能数は、通算して4回までです。

～グループ申請とは！？～

- ・5店舗以上の区内店舗が集まってグループを作り、申請できます。
- ・グループのうち過半数は、同じ商店会の会員店舗としてください。
- ・グループの過半数の会員店舗が属する商店会の申請枠を使います
（一商店会あたり2事業の申請枠を保有しています）。
- ・グループの半数以下は、他商店会、商店会非加盟、街区外いずれの店舗でも参加可能です。商店会の枠を越え、複数の店舗を集めて実施できます！
- ・申請代表者は、過半数の会員店舗が属する商店会から選出してください。
- ・【今年度変更点】補助金は申請代表者名義の口座に振込みます。
※商店会の口座ではありません。

◆補助対象経費

下表のとおりです。判断に迷う場合はご相談ください。

主な補助対象経費	主な補助対象外経費
<p>広報戦略事業</p> <p>①広報戦略の立案や計画策定について外部人材に伴走支援や助言を依頼する際の謝礼等費用</p> <p>②WEBサイト、SNS、インターネット広告等の媒体を新設及び更新する費用 (企画・構成、コンテンツ制作、デザイン、コーディング、ディレクション、更新等の費用が対象。CMSやサーバー等の保守及び運用にかかる費用は除く。)</p> <p>③商店会HPの新設及び更新にかかる経費</p> <p>④動画制作及び配信にかかる経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助商店会等の運営維持費等の恒常的な経費 (備品購入費、消耗品購入費、サーバー等のレンタルにかかる経費等) ・実施主体である団体構成員とその所属する商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)に対して支出する謝礼等の経費(生業としている業務に関わる支出については補助対象) ・金券における換金分 ・当事業に直接必要のない経費 (広告物制作以外に係るコピー代等) ・使用実績のないもの (配布されなかった金券、配布又は掲出されなかった広告物にかかる経費)
<p>WEB媒体制作事業</p> <p>●広報戦略事業のうち②③④</p>	
<p>其他媒体制作事業</p> <p>●ポスター、チラシ、マップ、パンフレット等の制作・掲出費</p> <p>●横断幕、のぼり旗、POP、フラッグ等の制作・掲出費</p> <p>●ロゴ等のデザイン制作委託費 (媒体制作と一体的に制作する場合のみ可)</p> <p>●新聞、雑誌、WEB媒体等への掲載料</p> <p>●新聞折込及びポスティングにかかる経費</p> <p>●金券制作費(換金分は除く)</p> <p>●制作等に係る謝礼(最低賃金以上時給1,500円以下の部分)</p>	

申請方法

- ◆表紙に記載の申請受付期限までに、セルフチェックシート又は交付申請書を、産業振興課へご提出ください。
- ◆セルフチェックシート及び交付申請書の様式は、大田区HPからダウンロード又は、産業振興課で配付しています。

こちらからダウンロードできます→



＜問合せ・申請先＞ 大田区産業経済部 産業振興課 産業振興担当
 〒144-0035 大田区南蒲田一丁目20番20号
 大田区産業プラザPiO 4階
 電話(5744)1373 E-mail:shogyo@city.ota.tokyo.jp

裏面には活用事例を掲載しています。是非ご覧ください。

活用事例

事例1 専門性の高い外部人材からノウハウ習得 + HPやSNSを効果的に制作！

週1回、外部人材と
商店会メンバーと
打合せ！

立案のコツを学んだら、
どんどんSNSを作っ
てみよう！



<スケジュール例>
6月 外部人材と戦略立案
7月 外部人材と広報計画
8月
商店会メンバーで
媒体制作・発信
10月

広報戦略事業では・・・

外部人材の
謝礼

+

媒体制作費

が補助対象です！

事例2 商店会や個店グループでメディア制作！ HP更新費用も対象！



HPが古くなったから更新
したいな！
あわせてSNSアカウントも
立ち上げたい！

WEB媒体制作事業では・・・

WEB関連の媒体制作費

が補助対象です！

事例3 既存イベントの告知を強化！

マルシェを定期開催してい
るけど、ロゴを制作して
認知度を上げたいな！



その他媒体制作事業では・・・

ポスターやフラッグ等の媒体制作費

が補助対象です！